

# 岡谷市豪雨災害被災者支援金制度について

平成18年7月豪雨災害により被災された方に対し、生活の速やかな再建と経済的負担を軽減することを目的として、罹災証明の発行される被災者に対して、生活基盤、日常生活の再建において必要な経費の支援を行うため、今回市独自に支援金制度を設けました。

**支給対象者** 対象となる方は、平成18年7月19日の雨災害による住家への被害により罹災証明が発行された世帯の世帯主です。

ただし、各々の事情もあると思いますので、個々に相談、対応させていただきます。

支給対象経費 被災者の日常生活の再建に必要な経費が対象となります。

- ・被災住宅の再建として建設する住宅の新築費または代替住宅の購入費
- ・被災住宅の改修費または補修費
- ・被災した家財の修理費または代替物品の購入費等

なお、支給額は支給対象経費の4分の3以内とし、各被災区分に応じて定めた支給限度額の範囲内で支給額を決定します。（住宅の再建を市外で行う場合は、積算した支給額の2分の1となります）

**支給限度額** 被災区分ごとの支給限度額は表のとおりです。

被災区分	限度額
全壊	300万円
大規模半壊	200万円
半壊	100万円
一部損壊、床上・床下浸水（土砂流入搬出）	30万円

床下浸水は、床下へ土砂等が流入・堆積し、撤去や補修等にかかった経費が該当。

# 岡谷市災害援護資金貸付利子補給制度について

災害援護資金貸付金は、災害救助法が適用された（平成18年7月豪雨災害は適用）自然災害により被災された世帯に対し、市の条例により被災者に貸し付けを行う制度です。貸し付けには法律により利子が課されますが、市では生活の速やかな再建と経済的負担を軽減することを目的として、この利子を全額補給する利子補給制度を設けました。

**貸付対象者** 平成18年7月19日の豪雨災害により被害を受けた世帯の世帯主です。ただし、世帯の前年度所得金額による制限がありますのでご相談ください。

**貸付限度額** 被災程度により、1災害1世帯当たり150万円から350万円を限度とし決定します。

（被災の程度により貸付を受けられない場合もあります）

**貸付条件等** 半年賦元利均等方式、貸付期間10年償還（うち3年据置）、利子3%。据置期間中は、無利子となります。

**利子補給制度** 上記貸付について利子補給制度を設け、貸付金の償還時に合わせ利子を補給します。

**相談、申請窓口など**

被災者支援金、災害援護資金貸付金および利子補給制度の申請は豪雨災害復興対策室（内線1491～1494）まで

**〇お知らせ**

**罹災証明の取得について**

上記の支援制度を受けるためには、罹災証明書（コピー可）が必要となります。被害の状況により申請から認定まで時間がかかる場合がありますので、まだ申請がお済みでない方は至急お願いします。詳しくは豪雨災害復興対策室までお問い合わせください。

# 《豪雨災害 被災者支援制度追加・更新事項》

## 税関係の納期限の延長、減免等

項目	内容	問合せ (内線番号)
市民税の減免	個人市民税…▽死亡：全部免除、▽生保の生活扶助者となった：全部免除、▽障害者となった：9/10軽減 ▽住宅または家財の損害の程度により、合計所得金額に応じて全部～1/8免除または軽減 対象者は、家屋等に関する罹災証明書に記載された「全壊」「大規模半壊」および「半壊（損壊の程度が10分の3以上）」の方です。税務課では対象となる方には個別に通知しています。	税務課 市民税担当 1125
固定資産税・都市計画税の納期の延長、減免	災害により被災された方について、第2期分（7月31日納期限）を10月2日（月）まで延長。災害によって著しく価値を減じた固定資産（家屋・土地等）については、その被災の程度に応じて固定資産税・都市計画税を全部～4/10減免。今月（9月）中に税務課まで減免申請書を提出。家屋については罹災証明書において、全壊、大規模半壊、半壊が対象。土地については、大量の岩石等が流入、または地盤が崩壊したことなどにより、被害面積が全体の20%以上で使用困難な状況が継続している土地が対象。	税務課 資産税担当 1129
固定資産税・都市計画税にかかる被災住宅用地等の課税標準の特例	災害等の事由により滅失、損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地について、やむを得ない事情があり、住宅用地として使用できないものと認められるときは、従前の住宅用地の課税標準の特例（小規模分1/6、超える分は1/3に軽減）を継続する取扱いを2年間適用します。	税務課 資産税担当 1129
国民健康保険税の納期の延長、減免	▽被災された方の国保税の第4期分（7月31日納期限）を10月2日（月）まで延長 ▽災害により生活保護法の生活扶助をうけることになった方は全部免除 ▽災害により障害者となった方は9/10軽減 ▽災害により自宅や家財の損害の程度により、合計所得額に応じて全部～1/8減免 対象者は、家屋等に関する罹災証明書に記載された「全壊」「大規模半壊」および「半壊（損壊の程度が10分の3以上）」の方です。税務課では対象となる方には個別に通知しています。	税務課 諸税担当 1121
国税、県税の納税猶予、軽減、免除等	災害により被災された方について国税、県税について納税猶予、軽減、免除が受けられます。 ▽国税に関しては諏訪税務署税務相談室へお問い合わせください。 ☎52-1390（所得税、相続税、贈与税、自動車重量税等） ▽県税に関しては諏訪地方事務所県税チームへお問い合わせください。 ☎57-2905（個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等）	

## 手数料等の減免

項目	内容	問合せ (内線番号)
諸証明手数料	災害を受けたことにより必要となる諸証明等手数料（戸籍関係、住民票、印鑑証明、税関係などの各種証明）を18年度中は無料とします。	市民課、 税務課等
建築確認申請等 手数料	災害による住宅の滅失、破損により災害の発生から6か月以内に住宅を新築、大規模の修繕等をするときの建築確認申請に対する審査、完了検査手数料を免除します。（確認申請を平成19年1月18日までに提出した場合）	都市計画課 1372

## 農業者等への支援

項目	内容	問合せ (内線番号)
被災農地の復旧	災害により土砂等の流入した農業者の所有する農地（家庭菜園等除く）の排土処理、畦畔等の安全対策を行います。 農地に被害を受けた方を対象とした相談窓口を開設しています。	農林水産課 1486

## その他の支援

項目	内容	問合せ (内線番号)
要介護者支援のためのいきいき生活支援サービス事業の拡充	災害等により在宅介護が受けられない方に対して、ショートステイ等の介護保険サービスを利用した時に、限度額を超過した場合でも介護保険給付と同様に1割の負担によりサービスの実施ができるよう要綱を一部改正しました。	介護福祉課 1256

# 《豪雨災害 被災者支援制度追加・更新事項》

## 生活支援等

項目	内容	問合せ (内線番号)
医療費一部負担金の免除	災害に起因する被災者の病気やケガの医療費一部負担金を免除します。 対象者 罹災証明の発行を受けた方 減免割合 全額免除（保険診療による本人負担分）。被災の程度による区別はなし。 減免期間 平成18年7月19日～平成18年10月31日の診療分 ⇒9月議会へ条例改正議案提出	健康推進課 1190
国民年金保険料の免除	災害により、被害金額は財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、被保険者からの申請により国民年金保険料の納付義務を免除することができます。ただし、保険料を全額納付したときと比べ、受け取る年金額が少なくなります。そのため、10年以内であれば、後から納めることもできます。 岡谷社会保険事務所国民年金課 ☎23-3662	市民課 1157
保育料等の減免	災害による被災者の保育料等を減免 岡谷市保育所条例第8条（市長特認） ⇒減免するもの：岡谷市保育料、保育所長時間保育使用料、一時保育使用料、休日保育使用料 減免内容：①全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた世帯：減免できる額 保育料使用料の100%の額 減免期間：平成18年7月～9月（3か月間） ②一部損壊・床上浸水の被害を受けた世帯：減免できる額 保育料・使用料の100%の額 減免期間：平成18年7月～8月（2か月間） ③床下浸水の被害を受けた世帯：減免できる額 保育料・使用料の100%の額 減免期間：平成18年7月(1か月間) ※岡谷市豪雨災害被災者支援金の支給対象者のいる世帯とします。	子ども課 1261
学童クラブ使用料の減免	災害による被災者の学童クラブ使用料を減免 岡谷市学童クラブ条例第9条（市長特認） ⇒減免内容：①全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた世帯：減免できる額 使用料の100%の額 減免期間：平成18年7月～9月（3か月間） ②一部損壊・床上浸水の被害を受けた世帯：減免できる額 使用料の100%の額 減免期間：平成18年7月～8月（2か月間） ③床下浸水の被害を受けた世帯：減免できる額 使用料の100%の額 減免期間：平成18年7月(1か月間) ※岡谷市豪雨災害被災者支援金の支給対象者のいる世帯とします。	生涯学習課 1231
介護保険料の減免等	災害により、住宅や家財に損害を受けた被災者、もしくは事業または業務の休廃止等により、収入が著しく減少した被災者の介護保険料の徴収猶予・減免の制度があります。 減免割合：前年の所得および罹災割合により、1/4～免除の保険料の減免 適用期間：平成18年7月～平成18年度末	介護福祉課 1281
介護サービス利用料の軽減	災害により、住宅や家財に損害を受けた被災者、もしくは事業または業務の休廃止等により、収入が著しく減少した被災者の介護サービス利用料を軽減する制度があります。 減免による給付割合：前年の所得および罹災割合により、93/100～100/100の給付 適用期間：平成18年7月～平成18年度末	介護福祉課 1281
市営住宅の提供	災害により住宅に損害を受けた被災者に対し、提供可能な市営住宅を1年間無料でお貸しします。	都市計画課 1336
育英基金の償還延長、免除、貸付	①災害による被災者の育英基金償還金の償還期間を猶予します ⇒償還猶予できる範囲：全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水の被害を受けた世帯 猶予期間：6か月間以内 ※岡谷市豪雨災害被災者支援金の支給対象者が同居している世帯 ②災害等による被災者への育英金の新規貸付 災害を受けたことによって、奨学金が急遽必要になった方への年度中途での受付を行います。	教育総務課 1211